

CORPORATE & TAX GLOBAL UPDATE

Newsletter

25 February 2022

Corporate & Tax Global Update ニュースレター Vol. 67

「アジア プライベート・ クレジット取引ガイド（英文）」 発行のお知らせ

アジアにおけるプライベート・クレジットのマーケットは近年大きく発展し、世界の投資家に対して有益な機会を提供しています。第2版の本ガイドでは、アジアの14法域におけるプライベート・クレジット取引に関する重要な論点をカバーしております。また、各法域における概説に加えて詳細な分析も含む内容となっております。

アジア経済がCOVID-19の影響から回復へと向かう中、プライベート・クレジットは重要な役割を担っており、アジアの資金需要者にとってますます重要な流動性の供給源となることが期待されます。

本ガイド（無料）をご希望の方は [メール](#)にてご連絡ください。



はじめに

Corporate & Tax Global Update は、ベーカーマッケンジーのグローバルネットワークを最大限に活かし、日本と世界各国の会社法務及び税務の「今」をタイムリーにお届けしています。

Vol. 67 となる本号では、デジタル課税・第一の柱：ネクサスとレベニュー・ソーシングのモデル規則案を公表（OECD）、イタリアにおける外国投資審査の最新情報をお届けします。本ニュースレターが会社法務と税務の分野における皆様の羅針盤となれば幸いです。

目次

1. グローバル

グローバル：デジタル課税・第一の柱：ネクサスとレベニュー・ソーシングのモデル規則案を公表

2. 米州

米国：合併ガイドラインの見直しについて意見募集を開始

3. 欧州

イタリア：イタリアにおける外国投資審査の最新情報

英国：投資ファンドに関連する税務の欧州における改正動向

ベルギー：DAC7 の「軽減された」報告義務の実施に係る、FAQ 及び報告様式の公表

ルクセンブルク：合併規制に関する新指針 — ルクセンブルクの M&A 取引に与える実務上の影響

4. ESG/Sustainability

米国：衣料品製造業者及び小売業者にサプライチェーン・マッピング及びサステナビリティ開示を求めるニューヨーク州の法案

欧州：EU における低炭素水素に関する認識

「グローバル・プライベート M&Aガイド（英語）」発行の お知らせ

本ガイドは、非上場会社を対象とするクロスボーダーM&Aの準備、実行段階で直面する法務および規制上の各種の論点について、40法域の状況を取りまとめています。ストラクチャリング、契約締結、PMI、外国投資規制、独占禁止法、税務上の問題、雇用法上の義務、贈収賄防止など、取引プロセス全段階について、主要な法的規制の枠組みを包括的に概説しています。クロスボーダーM&Aに関する法律実務は複雑さを増しており、十分な事前準備と情報収集はM&A案件の成功のための必須の条件となっています。

本ガイド（無料）をご希望の方は
[メール](#)にてご連絡ください。



1. グローバル

グローバル

デジタル課税・第一の柱：ネクサスとレベニュー・ソーシングのモデル規則案を公表

OECDは、2022年2月4日付で、第一の柱のAmount Aの構成要素のうち、ネクサス・ルールとレベニュー・ソーシング・ルールの2つに絞ったモデル規則案を公表した。これは、2021年10月8日付で包括的フレームワークにおける最終合意¹がなされて以来、第一の柱に関する初めての大規模なモデル規則案の公表となる。最終的にモデル規則は、Amount Aの対象となる多国籍企業グループ（全世界の連結売上高が200億ユーロ超（約2兆6000億円）、売上高税引前利益率（PBT/Revenue）10%超の多国籍企業（以下、「対象MNEグループ」））が、対象グループの超過利益（売上の10%を超える部分の利益）の25%を、収入に応じてどのように市場国の管轄区域に配分するかを規定されることとなる。本記事ではモデル規則案で示されたネクサス・ルールとレベニュー・ソーシング・ルールの概要について説明を行う。

ネクサス・ルール

Amount Aにおいて、対象MNEグループは、ある年にその管轄区域で生じた売上高が100万ユーロ（又は現地での相当額）以上であれば、その管轄区域にネクサスを有することになる。管轄区域の年間GDPが400億ユーロ未満の場合、売上高の閾値は25万ユーロ（又は現地での同等額）以上に引き下げられる。これらの売上高の基準は、2021年10月8日付の包括的枠組み声明から変更はない。

売上高は、対象MNEグループの連結財務諸表に報告されているものを使用し、対象外となる規制金融サービス等から得られる収入を除外した上で計算する。

売上高の閾値を1つの通貨（すなわち、ユーロ）のみで示すことは、規則のグローバルな実施にとって十分ではなく、為替変動に関する調整問題を解決するために、さらなる議論を行うとされている。

レベニュー・ソーシング・ルール

対象MNEグループが第三者から収益を得るすべての取引について、レベニュー・ソーシング・ルールを適用しなければならない。

一つの取引は、複数の要素から構成される場合があるが（例えば、アフターサービスを含む完成品の販売）、その場合には取引に最も重要な性質を与える要素を以って、関連するレベニュー・ソーシング・ルールに基づき源泉地決定する要素となる。

対象MNEグループの全ての収入は、信頼できる指標、又は、認められている場合には配分キーに基づいて、取引毎に一貫した判定が行われなければならない。指標は、レベニュー・ソーシング・ルールと整合する結果をもたらす、いくつかの信頼性テストのうち少なくとも1つを満たす必要がある。例えば、対象MNEグループが商業目的またはコンプライアンスの履行のためにも当該指標を使用している場合などが該当する。対象MNEグループが、信頼できる指標が利用できないことを実証した場合には、収入を割り振るためのバックストップとしての特定の配分キーが使用される。

¹ 2021年10月の2つの柱に関する最終合意の全体像に関しては本ニュースレターのVol.64を参照。

「グローバル金融サービス規制ガイド（英語）」発行のお知らせ

本ガイドは、世界の主要な金融センター及び新興市場を含む35の国と地域について、金融サービスに関する法令と規制を網羅的かつ包括的にまとめたものです。急速に変化する金融規制に対応するため、2021年更新版として内容をアップデートいたしました。

各国における金融規制の監督官庁、関連するライセンス、クロスボーダー取引の相手方が所在する場合に注意すべき点等、実務的に問題となると思われる点を簡潔にまとめております。

ペーカーマッケンジーのGlobal Financial Services Regulatoryチームは、世界の主要な金融センターのみならず新興国市場もカバーし、金融コンプライアンス、取引規制及び当局対応まで一貫したサービスを提供しております。

本ガイド（無料）をご希望の方は、[メール](#)にてご連絡ください。



モデル規則案では、政府補助金や顧客以外からの収入を含め、下記に掲げる通り、様々なタイプの収入を生み出す事業活動に対して、異なるソーシング・ルールを規定しており、収入の種類ごとに、収入が発生する法域を決定するための一般的なソーシング・ルールが示されている。さらに、詳細な附則では、ソーシング・ルールに関して収入の発生源の法域を特定するための信頼性の高い指標または配分キーが示されている。

- 完成品の販売（直接または独立した代理店経由）から得られる収入は、最終顧客に対する引渡場所が所在する管轄区域を源泉地とする。納品場所の信頼できる指標は、例えば、顧客の納品先住所とすることができる。部品の販売から得られる収益についても同様である。モデル規則案では、独立した代理店を通じた完成品の販売や部品の販売の場合、最終顧客への引渡場所について信頼できる情報を得ることが困難である可能性を認め、一定の場合には、独立版社の所在地を収入源泉地として認める案も提示している。
- 個人の消費者へのデジタル商品の販売から得られる収益は、その消費者が所在する管轄区域を源泉地とする。個人消費者の「所在地」は、モデル規則案では、「個人が習慣的に所在している場所」と一般的に定義されている。これは、税務上の居住地に基づき決定されるかもしれないが、規則案では、この点に関して追加のガイダンスが提供されることを示唆している。消費者の所在地を示す信頼できる指標として、請求書送付先住所などがあるが、これらの指標と潜在的な税務上の居住地基準とをどのように関連づけるかは、注意深く見守る必要がある。同じことが、B to Cのサービスから得られる収入にも当てはまる（他に特別な対処がない場合）。
- 特定の地域でのサービス（例：固定された施設に対する水道光熱の提供）の提供から得られる収入は、そのサービスが実施された管轄区域を源泉地とする。サービスの実施場所に関する信頼できる指標は、例えば、サービスの対象である有形財産の所在地とすることができる。
- 広告サービスの提供から得られる収入は、オンラインサービスの場合は視聴者の所在地の管轄、オンラインサービス以外の場合は広告が表示または受信された場所の管轄を源泉地とする。視聴者の所在地に関する信頼できる指標は、例えば、対象 MNE グループが商業目的で保有するいわゆるユーザープロフィール情報であり、視聴者が使用するデバイスのジオロケーション又は IP アドレスに関するデータを含む可能性がある。
- 有形資産（不動産を除く）の販売などを促進するオンライン仲介サービスの提供から得られる収入は、購入者が所在する法域と販売者が所在する法域へそれぞれ 50%を配分する案が示されている。購入者及び販売者の所在地に関する信頼できる指標は、例えば請求書送付先住所とすることができる。
- 輸送サービスの提供による収入については、旅客輸送サービスと貨物輸送サービスに区別され、さらに輸送が航空便であるかどうかも区別されている。これらの輸送サービスについては、モデル規則案では、特に着陸地または目的地がある管轄区域を源泉地とすると定めている。しかし、この点に関して信頼できる指標は提供されておらず、規則では配分キーの使用について直接言及している。例えば、旅客航空輸送サービスでは、管轄区域の着陸地に到着する対象グループの旅客数を、管轄区域の着陸地に到着する対象グループの利用可能旅客数合計で割った割合に比例して、管轄区域で収入が発生するとみなされる。
- サービスの提供を支える無体財産権のライセンス、販売、その他の権利の譲渡から得られる収入は、その無体財産権によって支えられたサービスが利用される法域が源泉地とされる。その他のすべての場合、例えば

「グローバルSPACガイド (英語)」発行のお知らせ

本ガイドでは、複数法域におけるSPACおよびDe-SPACについて適用される規制内容を比較しています。

SPACの制度自体は数年前から存在しているものの、最近の市場環境がSPACによる上場の追い風となっており、さらに、De-SPACを通じたSPACと非上場企業との統合という手法も増加しています。SPACは米国で主に行われてきましたが、近年では欧州やアジア市場でのSPACのIPOや同地域の非上場企業とのDe-SPACを行うことへの関心も高まっています。

SPACのIPO及びDe-SPACのストラクチャリング等については、米国における仕組みが一般的に採用されているにもかかわらず、適用される各国法の規制内容が異なるため、各SPACおよびDe-SPACには慎重な検討が必要となります。本ガイドでは、これらの法域における規制や実務について概説します。

本レポート(無料)をご希望の方は、[メール](#)にてご連絡ください。



無体財産権が著作権で保護された作品に関連する場合、源泉地は最終顧客がその無体財産権を使用する法管轄となる。後者の場合、例えば最終顧客のユーザープロフィール情報によって信頼性をもって示されるように、最終顧客に対する著作物の引渡し地が、源泉地を決定する。ユーザーデータの使用許諾、販売又はその他の権利の譲渡から得られる収入は、データが譲渡されるユーザーの所在地の管轄から発生し、それは例えば、ユーザープロフィール情報によって信頼性をもって示されるかもしれない。

- 不動産の売却、リース、その他の譲渡から得られる収入は、その不動産が所在する管轄区域を源泉地とする。この所在地を示す信頼できる指標は、不動産の住所である。
- 政府補助金にかかる収入は、当該補助金を提供した政府の所在国を源泉地とする。
- 顧客以外からの収入とは、顧客から得ていない収入をいい、為替差益、引当金の戻入れ、資産の再評価、年金債務の変動、資産の返却及び処分益などが含まれる。このような顧客以外からの収入は、基本的に、前述のその他のレベニュー・ソーシング・ルールで特定されたすべての源泉地に比例配分される。

上記のとおり、収入の種類に応じて、信頼できる指標を適用することが困難な場合に使用すべき特定の配分キーが用意される。例えば、大企業顧客に対するB to Bサービスを通じて発生した収益には、人数配分のキーを適用する。人数による配分キーに基づき、顧客の管轄区域の収益は、直近の国別報告書に報告されている従業員数の割合で決定される。モデル規則案では、対象グループは、大企業顧客の「従業員数の国別内訳を入手するために合理的な措置を講じなければならない」としている。

小括

Amount Aは、いまだ多くの詳細が不明であるにもかかわらず、すでに2023年に施行されることが提案されている。この野心的なスケジュールを意識して、対象MNEグループは、関連する市場管轄区域を特定することによって、Amount Aの潜在的な影響の評価と準備を開始する必要があるだろう。モデル規則案は、対象グループの収入の源泉を個々の市場管轄区域に割り当てるための基礎を提供している。これは、対象グループが市場管轄区域にAmount Aを配分するのに十分なネクサスを有しているかどうか、及びネクサスが存在するそれぞれの市場管轄区域に配分されるべきAmount Aの割合を決定する際の基準になるものであり、対象MNEグループは注意深く検討を行う必要がある。

また、興味深いのは、OECDは声明で、モデル規則案は、詳細な記録保持要件(内部統制の枠組みを含む)により補完される必要があるとしていることである。企業は、収益源に対する概念的アプローチ、関連データの取得方法、関連データの正確性を確保するための内部統制を実証する立場にあることが期待される。この点に関するさらなる進展に注視する必要がある。

なお、OECDは、収益の源泉に関する正確性の必要性和コンプライアンス・コストの制限の必要性のバランスをとることを明示的に目指しているが、レベニュー・ソーシング・ルールの準備と実施は、対象MNEグループにとって時間と資源の面で大きな課題を生み出すことは間違いない。さらに、昨年の最終合意でも記載されている通り、Amount Aの施行から7年後の1年以内にレビューを行い、売上高基準を100億ユーロ超に引き下げる可能性を示唆していることから、現在は売上高基準又は利益率基準で対象外となっている多国籍企業グループにおいても、大きな関心を持って本取組を注視していく必要がある。

「アジア太平洋地域の主要11か国の移転価格ハンドブック2020」
発行のお知らせ

この度、「Asia Pacific Transfer Pricing Handbook 2020」と題するレポート（282頁）を発行しました。本レポートでは、アジア太平洋地域の主要11か国（日本、オーストラリア、中国、香港、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、台湾、タイ、ベトナム）の(1)移転価格税制に係る最新の規則の概要、(2)移転価格算定方法、(3)移転価格文書化規則、(4)移転価格調査の手順、(5)国内救済、(6)延滞税・加算税・その他罰則、(7)事前確認制度（APA）、(8)過小資本税制、(9)BEPSプロジェクトを受けた改正状況、(10)その他の論点・最新動向について解説を行っています。

本レポート（無料）をご希望の方は、[メール](#)にてご連絡ください。



2. 米州

米国

合併ガイドラインの見直しについて意見募集を開始

概要

2022年1月18日、米国司法省（以下、「司法省」）及び連邦取引委員会（以下、「FTC」）は、合併ガイドラインの近代化及び合併規制のエンフォースメントの強化を目的とした公開諮問を発表した。プレスリリースでは、様々なテーマについてパブリックコメントを募集し、経済全体の多くの産業が集中化し競争力が低下しているという両機関の共同見解が強調されている。

ジョナサン・カンター司法次官補と、リナ・カーン FTC 委員長は、それぞれ声明で、2010年の水平合併ガイドラインの総点検と、2020年の垂直合併ガイドラインの幅広い見直しを発表した。両氏は、一般市民の参加と関与の必要性を強調し、2022年末までに見直しを完了させたいとしている。

背景

2021年7月9日に発令された、主要な市場における反トラスト法執行の優先順位を強力に推進させるバイデン大統領令を受けて、FTC及び司法省は共同声明を発表し、既存の合併ガイドラインが過度に寛容かどうかを判断するために見直すと言明した。また、FTCは、違法な合併に対する取り締まりを強化するため、規則制定や幅広い執行権限などの施策をいくつか実施した。これらの変更を発表するにあたり、FTCは、合併申請の急増と、合併審査がより包括的かつ分析的で厳密に行われることの必要性を挙げている。

また、FTCは2021年9月に、垂直合併ガイドラインを正式に撤回することを決議している。他方、司法省は行動を起こさなかった。カンター司法次官補は、水平・垂直合併ガイドラインの双方について広範な見直しと総点検を開始したことから、司法省とFTCの間の相違が大きすぎるとの見解を明らかにした。

カーン FTC 委員長のコメントのポイント

リナ・カーン氏は、市民に3つの重要な問いを投げかけた。

- 現在のガイドラインは、デジタル・プラットフォームによる moat（堀）戦略やデータ集積戦略、またプライベート・エクイティ企業によるロールアップ戦略など、M&Aを推進する様々な事業戦略やインセンティブを適切に考慮しているか
- ガイドラインは、合併が労働市場や労働者に与える影響について、賃金・給与・報酬以外の要素の検討や、解雇が認識可能な効率性とみなされることを想定して適切に評価しているか
- ガイドラインは、考慮される証拠の種類について不当に制限されていないか。また、両機関は、産業ごとあるいは価格外の効果の評価においてどのような種類の証拠が検討されるか、また区別すべきか

カンター司法次官補のコメントのポイント

カンター司法次官補は、以下の関心分野の概要を示した。

「アジア税務紛争対応 ハンドブック2020年版（英語）」 発行のお知らせ

本ハンドブックでは、税務上の紛争に関連する主要な手続、メカニズム、論点及び和解又は正式な訴訟による解決方法について概説します。アジアの一部の国においては、納税者が税務当局に対して法的な権利や保護を主張することは不可能であり、現実的ではないという誤解が存在します。納税者に認められた権利を知り、毅然とした態度で臨むことが防御に繋がる、より重要な要素となることが多いのです。

アジア太平洋地域の12の主要国・地域を網羅した本ハンドブックは、複雑化する税務調査、調査、紛争の状況を把握するための効果的な指針となります。

本ガイド（無料）をご希望の方は
[メール](#)にてご連絡ください。



- カンター氏は、現在のアプローチが競争を実質的に減少させる合併に焦点を当てており、市場の独占を生む傾向にある合併の分析が不十分になっていないか議論するよう呼びかけた。
- カンター氏は、効果を垂直と水平に二分する現在のアプローチが正当化されるか、若しくは市場の現実を考慮し、より多角的なアプローチを検討すべきか議論するよう呼びかけた。同氏は多くの場合、取引はきれいに水平型と垂直型に分類されるものではないと主張した。
- カンター氏は、司法省がFTCの垂直合併ガイドラインに関する大きな懸念を共有していると確認し、現行のガイドラインは垂直合併による潜在的な効率性を過大評価しており、重要な損害の理論を特定できていないと断じた。
- カンター氏は、市場の現実により更に分析を促進させるべきであり、固定的で形式主義の市場の定義が常に最も信頼できる手段とは限らないとの見解を示した。
- カンター氏は、市場の定義の代わりに、競合者の排除（head-to-head competition）その他の市場支配力の兆候といった、他のツールに頼ることができないかどうか議論するよう呼びかけた。

最後にカンター氏は、デジタルと物理的なサプライチェーンの双方を推進するため、コンポーネントプロダクトやサービスの集合体が集結していることが多いという同氏の見解に基づき、市場内又は市場に対する競争をより慎重に検討すべきかどうかを議論するよう呼びかけた。

照会事項の詳細

両機関は、市民にパブリックコメントの募集を呼びかけ、以下の照会事項を特定した。

- ガイドラインの実効性を高めるため合併の閾値を修正すべきか、特定の指標や質的要因によって競争上の損害を推定すべきか、また当該推定の正確性に関する証拠に関する情報
- 価格以外の競争を考慮した市場定義分析、及び取引の競争制限効果の可能性を示す直接的な証拠がある場合、別途市場定義分析が不要となることについての意見
- 新規参入の競合他社に関するガイドラインの改正の要否に関する意見
- ガイドラインにおいて買収者の競争力の問題をより詳細に扱うにはどうすべきか、及び合併による労働市場への影響をどのように分析すべきかについての意見

[最初のページに戻る](#)

3. 欧州

イタリア

イタリアにおける外国投資審査の最新情報

2021年12月23日、Covid-19による緊急事態に伴い、イタリア政府はイタリア国家行政の継続性と効率性を確保するべく、かなりの数の強制条項を延長した。これらの条項の中には、「ゴールデンパワー」とも呼ばれるイタリ

「欧州における税務調査・紛争解決ガイドブック（英語）」発行のお知らせ

COVID-19 の蔓延と経済対策のための大規模財政主導を受けて、各国政府の財政赤字はかつてない規模で増大しています。各国政府は新たな税制導入や単純な増税が難しい中で、資本力のある多国籍企業への税務調査を今後より活発に行うことが予想されます。

欧州で事業を営む本邦多国籍企業も例外ではなく、今後各国で行われる税務調査に今後どのように対処し、紛争が生じた場合にはどのような国内救済措置が待ち受けているかを把握しておくことは税務コンプライアンスの観点から不可欠となります。

本ハンドブックでは欧州主要17か国の税務調査プロセス、国内救済措置及び相互協議等について詳説しています。

本ガイド（無料）をご希望の方は [メール](#)にてご連絡ください。



アの外国投資審査（以下、「FIR」）制度に関連した緊急条項の適用に関する条項も含まれている。

2021年12月23日付の法令第228号では、Covid-19による緊急事態に対処するため、2020年4月に導入されたFIR関連規定の適用の一部が、当初の期限である2021年12月31日から2022年12月31日まで延長される決定がなされている。この法令第228号は2021年12月30日付のイタリア官報第309号にて公布され、2021年12月31日に施行されている。

その結果、以下のFIR条項の適用が2022年12月31日まで継続されることになった。

- ① 戦略的分野に関する資産又は契約を有する企業又は個人の取引、証書、決議で、当該資産又は契約の支配、所有、利用の変更又は指定された利用方法の変更を伴う場合には、政府に通知して事前に許可を得なければならない。
- ② エネルギー、運輸、通信、その他の戦略的分野の資産や契約を有する企業の株式を取得（いかなる形式であるかを問わない）する時は、以下の場合、政府に届け出て事前に許可を得なければならない。
 - 買い手がイタリア人以外である場合（他のEU加盟国からの買い手も含む）。
 - 戦略的企業の支配権を取得した結果、その買い手がイタリアに恒久的に拠点を置くことが可能になるような買収である場合。以下を保有している場合には「支配権」があるとされる。
 - 株主総会で行使可能な議決権の過半数
 - 普通株主総会において支配的な影響力を行使するのに十分な数の議決権
 - 特定の契約関係の結果としての支配的影響力
- ③ エネルギー、運輸、通信、その他の戦略的分野の資産や契約を有する企業の株式取得（いかなる形式であるかを問わない）は、以下の場合、政府に届け出て事前許可を得なければならない。
 - 買い手がイタリア人以外で、かつEU加盟国以外の出身である場合
 - 買収により、買い手が、買収対象会社の資本又は議決権の10%以上を取得する場合（買い手が既に直接的または間接的に保有している株式がある場合にはそれも考慮する）。
 - 投資額の総額が少なくとも100万ユーロに相当する場合。また、買い手の持つ買収対象会社の資本金又は議決権を15%、20%、25%、及び50%を超えて増やす買収である場合。

注目すべきは、上記FIR条項が1年間延長された一方で、経済・金融、健康、教育など他の主要分野に関する条項は6か月間しか延長されていないことである。このことは、パンデミックによるイタリア市場や戦略的資産への悪影響に対処するために期間限定で導入された上記FIR条項が、イタリアの通常のFIR制度の不可欠な部分となる可能性を示唆している。

[最初のページに戻る](#)

「グローバル・パブリックM&Aガイド（英語）」発行のお知らせ

パブリックM&A（上場企業の買収）は、複数の法域にまたがるが多く、マーケットに関する知識と法的専門知識の双方が必要となります。本ガイドは、国内及びクロスボーダー取引のあらゆる側面における当事務所の比類のない経験に基づき、世界42の法域におけるパブリックM&Aに関連する主要な法的留意点の概要を、タイムラインを含めて説明します。

本ガイド（無料）をご希望の方は [メール](#)にてご連絡ください。



英国

投資ファンドに関連する税務の欧州における改正動向

UK Asset Holding Company 特例に関する改正法案

UK Asset Holding Company（以下、「AHC」）特例は、Finance (No. 2) Bill 2021-2022において盛り込まれ、下記の恩典が与えられるとされている。

- AHC が認識する英国以外の不動産保有会社の株式譲渡益の非課税
- AHC が支払う利息について一定の源泉徴収免除
- AHC 経営陣に対する AHC からの分配(持分の償還や自己株式の取得等)は 28%の税率を上限として課税
- 英国に送金されなければ所得税が課税されない国外所得が、AHC を通じて AHC の経営陣に分配されたとしても引き続き課税されない(non-domicile の場合)

AHC 特例の適用を受けるために幾つかの要件が設定されている。例えば HMRC（英国の税務当局）に対して AHC 特例の適用を受けることに関する通知を行うこと、投資活動を行うものであること、証券取引所において上場されている証券に投資することを想定していないこと、などが要件とされており、プライベート・エクイティーやベンチャー投資を行う投資ファンドについては、これらの要件を充足する可能性が高いと考えられる。また、英国法人でない法人が、英国に税務上の居住地を移転することで AHC 特例の適用を受けることが可能であるため、既存の英国外のファンドストラクチャーが AHC 特例を受けることも可能である。

なお、投資家の構成に関する要件が設定されており、その中の一つが AHC が「qualifying fund」に保有されていることとされている。「qualifying fund」は、法律で規定される「collective investment fund」に該当し、かつ一定の投資家、投資家層に対して募集されているか、又は 6 人以上の投資家によって支配されている場合が該当する。

ATAD 3 ("Unshell") Directive の Proposal

2021 年 12 月 22 日に、EU 委員会は実体のない法人(shell company)を規制する制度案、ATAD 3 を公表した。「shell company」とは、クロスボーダーに活動し、75%超の収入が受動的所得であり、かつ日々の業務を他者にアウトソースしている法人とされている。「shell company」に該当する場合、最低実体要件(minimum substance requirement)と呼ばれる要件を満たすこと、すなわち(i)固定的施設を有すること、(ii)銀行口座を有すること、(iii)一定の現地役員、従業員を有すること、を確定申告書において明確にする必要がある。これらの情報は EU 各国に対して情報交換制度に従って共有されることになる。

最低実体要件も満たさない shell company は、当該国における税務上の居住者とされないために、租税条約の恩典を適用することが認められず、かつ shell company の所得はその株主レベルで課税を受けることになる。現時点では、Regulated funds は ATAD 3 の適用外であることが規定されているが、ファンドの中間持株会社は適用外とされていないことから投資ファンドについて ATAD3 の動向は注視すべきである。

[最初のページに戻る](#)

ベルギー

DAC7の「軽減された」報告義務の実施に係る、FAQ及び報告様式の公表

概要

ベルギーは昨年、EUにおけるDAC7（*The 7th update of the Directive on Administrative Cooperation*）の遅くとも2022年12月31日からの実施を見越して、シェアリングエコノミー及びギグエコノミーに係るデジタル・プラットフォーム運営者（以下、「プラットフォーム運営者」）に対しDAC7の「軽減された」報告義務を導入した²。

これに係るベルギー所得税法³は、2021年1月9日に発効し、EU DAC7が国内法において取り入れられ発効するまでの期間において効果を有するとされる一時的な規定であるが、その規定は曖昧であり、かなり疑問の残るものであった。

ステークホルダーとの議論を経て、ベルギーの税務当局は2022年1月14日にFAQを公表した。FAQは、最初の報告期限である2022年3月31日に向けて、条文の解釈を明確にし、必要な措置を規定している⁴。報告期限が迫っており、状況によってはコンプライアンスの負担が非常に重くなる可能性があるため、プラットフォーム運営者は早急に対応する必要がある。

FAQはまた、プラットフォーム運営者に対する罰則に関する規程及び2022年3月1日前の（ユーザーへの、税金及び社会保障上の義務に関する）情報提供義務の不遵守に対する宥恕規程も定めている。

DAC7「軽減された」義務の範囲

まず、FAQは条文で使用されている最も関連性の高い用語の一部を明確に定義し、条文が対象とするサービスの範囲を明確にするための、追加的な指針を提供している。

FAQは、EU DAC7の表現を用いて、「デジタルコラボレーションプラットフォーム」⁵という概念を説明している。

（デジタルコラボレーション）プラットフォーム運営者は、デジタルコラボレーションプラットフォームの全部又は一部を売り手であるユーザーと契約し、売り手に利用させる主体であるとされている。

「プラットフォーム」には、活動を遂行するための人的介入なく、以下のいずれかのみのために利用されるソフトウェアは含まれないとされている。

- 業務に関連する支払の処理
- ユーザーによる関連する活動の掲載又は広告

² 本ニュースレターVol.56を参照。

³ Article 321 quater of the Belgian Income Tax Code

⁴ 情報提供義務及び報告義務に関しての更なる詳細が示され、報告様式も公表されている。運営者は、ユーザーに報告様式を電子的に提供する必要があるが、また、ベルギーの税務当局にこれらの報告様式の概要を送付することとされている。

⁵ 「デジタルコラボレーションプラットフォーム」は、ウェブサイト、アプリケーション、ソフトウェアなども含まれるとされており、ユーザーがアクセスでき、サービスの提供者又は物品の販売者（つまり売り手）が、アクセスしたユーザーに対して直接又は間接に関連活動を遂行する目的でユーザーと行うやり取りを媒介するものとされている。また、活動に関連する対価の回収及び支払に関する取決めを含むとされている。

- ユーザーのプラットフォームへのリダイレクト又は転送

更に、適用対象となるサービスの供給は、個人によって提供されるベルギーの付加価値税法の文脈での（ベルギーとネクサスを有する、つまりつながりのある）あらゆるサービスの供給を対象とすることが明確にされている。

ベルギー国外のプラットフォーム運営者

ベルギー国外のプラットフォーム運営者はまた、ベルギーの DAC7 の「軽減された」義務の適用を受けることができる。国外プラットフォーム運営者がベルギーに支店又は事業所を有していない場合、ベルギーに法定代理人を任命することが法的に義務付けられており、FAQ でもそれが確認されている。

当該法定代理人は、国外プラットフォーム運営者の義務を履行する責任を負うこととなり、国外プラットフォーム運営者と法定代理人の間の契約の写しは、電子メールを介してベルギー経済局（Federal Public Service Economy）に提供される必要がある。

ユーザーへの情報提供義務

FAQ は、プラットフォーム運営者は、ユーザーとの契約締結時に、税金及び社会保障上の義務に関する完全な情報をユーザーに提供しなければならないとしている。プラットフォーム運営者は、特に、個人所得税の申告書を提出する義務、税金及び社会保障に係る義務、並びに違反の場合に適用される罰則を通知しなければならない。従って、ベルギー財務局（Federal Public Service Finance）等のウェブサイトへの単純なリンクのみの提供は、このユーザーへの情報提供義務を果たしているものとはされない。

さらに、FAQ は、ユーザーへの通知に含まれるべき税務当局の特定のウェブサイトへのリンクを示している。

当局への報告義務

FAQ は、プラットフォーム運営者（又はその法定代理人）がユーザーに係る当局への報告義務を遵守するために使用する必要がある様式⁶について、詳細を示している。本様式は、ユーザーに関連する全ての情報の収集を意図したテンプレートであり、従って、対象となるすべてのユーザーについて記入する必要がある。FAQ は、プラットフォーム運営者（又は法定代理人）が、情報を入手した年の翌年 3 月 31 日までに（すなわち、初回は 2022 年 3 月 31 日までに）、この様式をユーザーに電子的に送付する必要があると述べている。

また、ベルギーの税務当局に対する報告義務を遵守するために必要な、別の様式⁷も公表されている。本様式には、ユーザーについて収集された form 281.48 に記載されている全ての情報が記載されていなければならない。また、プラットフォーム運営者（又は法定代理人）は、当該様式を電子的に提供する必要がある。

罰則

予想されていた通り、FAQ は、DAC7 の義務の不遵守に対して特別な罰則は規定されておらず、ベルギー所得税法の一般的な罰則規定が適用されることを確認している。従って、これらの義務の不履行又は履行の遅延は、50 ユーロから 1,250 ユーロまでの罰金を伴う可能性がある。

⁶ the form 281.48

⁷ the summary statement 325.48

ユーザーへの税金及び社会保障上の義務に関する情報提供義務については、2021年1月9日から2022年2月28日までの期間については、宥恕規程が適用されるものとされている。

[最初のページに戻る](#)

ルクセンブルク

合併規制に関する新指針 – ルクセンブルクの M&A 取引に与える実務上の影響

概要

欧州委員会（以下、「EC」）は、2021年3月26日から、加盟国の国内競争当局に対し、国内売上高の基準値を下回っていたとしても、加盟国間の取引に影響を与え、加盟国の領域内の競争を脅かすような合併を EC に届け出て、判断を仰ぐよう促している。

ルクセンブルク競争評議会は、2021年4月29日、上記の EC の新たな働きかけに従う意思を固めた。従って、ルクセンブルクにおける取引は、自国に合併規制が存在しないにもかかわらず、EC に対し審査のために届け出られる可能性がある。

ほとんどのルクセンブルクにおける M&A 案件が有するクロスボーダー要素を考慮すると、取引の関係者は、加盟国レベルでの届出基準に達していない場合でも、合併規制審査を受けるリスクを慎重に判断しなければならない。適用される手続やスケジュールをより確実にするために、M&A のドキュメンテーションにおいて、詳細な契約上の手当てをすることが考えられる。

拡大された合併規制

1. 合併規則第 22 条の新解釈

EC は、企業集中規制に関する 2004 年 1 月 20 日付理事会規則（第 139/2004 号）（以下、「合併規則」）の第 22 条に規定されるリファールル制度の適用について、新指針を発表した。この新指針は、企業結合に関するリファールル制度について 2005 年に出された欧州委員会通知を補完するものである。これにより、EC は欧州及び国内の届出基準を下回る企業結合を監督することができる。これは、デジタル、製薬、バイオテクノロジー分野等において、まだ大きな収益を上げていない対象会社が関与するいわゆる「killer acquisitions」のように、これまで審査を免れたであろう取引であっても、競争に重大な負の影響を与える可能性があるものについて、EC が確実に監督できるようにすることが目的である。また、EC は、ルクセンブルクのように、加盟国が自国固有の合併規制を導入していない場合にもリファールルの要請が可能であることを認めた。ルクセンブルク競争評議会がこのようなりファールル制度の利用を決定する際には、その取引が加盟国間の取引に影響を与え、ルクセンブルク国内の競争に大きな悪影響を及ぼす可能性があるという現実的なリスクに関する予備的な分析を行う必要がある。

2. リファールルの対象になる企業結合

合併規則第 22 条に従い、EU 域内で行われていない企業結合については、以下の要件を満たす必要がある。

- 加盟国間の取引に影響を与えるものであること。
- リファールルの要請を行った加盟国の領域内の競争に著しい影響を及ぼす恐れがあること。

新指針においては、ECがリファーラルを受諾する裁量を行使する際に、どのような基準を考慮しうるかの理解に資する例が提供されており、対象案件をリファーラルするか、リファーラルを受諾するか否かの決定にはそれぞれかなり裁量の余地があることが明らかにされている。これには、対象者が以下の基準のいずれかに該当する場合が含まれる。

- 大きな競争力のある新興企業又は新規参入企業である（まだ収益が上がってなくても）。この点について、ECは、売り手が受け取る対価の額が、対象者の現在の売上高と比較して特に高い場合には、考慮される可能性があると説明している。
- 重要な発明者である、又は潜在的に重要な研究を行っている。
- 重要な競争力を実際に又は潜在的に有している。
- 競争上重要な資産（原材料、インフラ、データ、知的財産権等）に対するアクセスを有する。
- 他の産業にとって重要な情報／部品である製品又はサービスを提供している。

また、新指針では、加盟国は既に完了した取引についてもリファーラルを要請することができることを明らかにしている。さらに、ECは、取引が完了してから6か月以上経過している場合には、一般的にリファーラルは適切と考えられないと指摘している。取引の完了が公表されていない場合、6か月の期間は、取引に関する重要な事実がEU域内で公表された日から起算される。将来の裁判例において「取引に関する重要な事実」の概念をさらに明確にされることが期待される。そのような明確化は、リファーラル手続の活性化に役立つ可能性がある。

最後に、ECは、例えば潜在的な競争上の懸念や消費者への有害な影響の大きさ等を考慮し、後日（すなわち、取引の完了後6か月以上経過した後）のリファーラルを受け入れる余地を残している。

ルクセンブルクのM&A戦略における実務上の影響

新指針に従って、企業は国家レベルでの企業結合届出の基準に達していない場合であっても、合併規制審査を受けるリスクを慎重に検討する必要がある。

この観点からすれば、当事会社は取引の最初の段階から競争法のアドバイスを求めるべきである。当事会社はクロージングに先立ち、EC又は（ルクセンブルグ市場に影響を与える取引については）ルクセンブルグ競争評議会に対し、取引に関する情報を任意に提供する際に、ECへの届出が必要か否かについてのリスクアセスメントを行うことが考えられる。また、秘密保持契約や取引の特殊性についても、リファーラルの要請が行われる可能性に照らして再検討する必要がある。

さらに、当事会社は以下のような契約条項によって、昨今の法整備による不確実性に対応することが考えられる。

- 取引に関する競争当局の認可の取得を前提条件として取引の実施を行う条項。
- リファーラル手続の場合に発生する特定の義務を当事会社間で割り当てる条項や、合併審査やリファーラル手続が行われる可能性がある場合における協力条項。
- ECの合併審査がクロージングのタイミングや統合計画に与える影響を考慮した上での取引の実行期限の設定。

- (i) 明確な取引解消プロセスと、(ii) 当事会社が被る損害額の予測を確実にするため、案件がヨーロッパ市場と適合しないと宣言され、中止／終了された場合の補償条項と解除条項。

さらに、競争当局が取引文書にアクセスする可能性があることを考慮し、当事会社は競争法に抵触する条項がないことを確認する必要がある。特に、以下の項目をカバーする条項については、慎重に起案、レビューする必要がある。

- 例えば、競争当局の許可を得る前に買い手が対象会社に対して決定的な影響力を行使することになるような、調印からクロージングまで又はクロージング後に当事会社から求められる行動や協力に関する条項。
- 競業避止義務、勧誘禁止、守秘義務に関する条項。

[最初のページに戻る](#)

4. ESG/Sustainability

米国

衣料品製造業者及び小売業者にサプライチェーン・マッピング及びサステナビリティ開示を求めるニューヨーク州の法案

ニューヨーク州議会上院は、本年1月、サプライチェーン・マッピング及びその開示の義務を大幅に加重するとともに違反に対する罰則を科すため、「ファッションサステナビリティ及び社会的責任に関する法 (Fashion Sustainability and Social Accountability Act)」(以下、「本法案」)を公表した。本法案が成立した場合、ニューヨーク州で事業を営みかつ全世界での年間売上高が100百万米ドルを超える衣料品小売業者及び製造業者は、多岐にわたるサステナビリティ及び社会的影響に関する開示が求められる。特に、カリフォルニア州のサプライチェーン透明法などの既存の開示に関する法令及びこれまでに連邦議会に提出された関連法案と比較しても、本法案では非常に詳細な開示が求められており、また、高額の罰金や私権による訴追の可能性もある。

本法案では、衣料品小売業者及び製造業者は以下の手続及び包括的開示を行うことが要請されている。

- ① 衣料品小売業者及び製造業者は、サプライチェーン・マッピング及び関連する開示の実行につき、誠実な努力をするとともに、リスクに適合したアプローチをとることが要請される。具体的には、生産量によるランク付けをした上で、原材料から最終製品に至る全ての製造過程におけるサプライヤーの50%以上をマッピングしなければならない。マッピングされたサプライヤーの名前は、その後開示しなければならない。
- ② 衣料品小売業者及び製造業者は、潜在的な負の影響を特定、防止及び軽減し、説明責任を果たすため、デューデリジェンスのポリシー、手続及び実行に関する外部に関連する情報に焦点をおいた社会及び環境サステナビリティレポートを含む「インパクト及びデューデリジェンスに関する開示」を行わなければならない。開示内容には下記情報が含まなければならない。
 - 小売業者又は製造業者のウェブサイトにおける責任ある企業行動に関するポリシーへのリンク
 - 責任ある企業行動をポリシー及び経営システムに取り込むために実施した措置に関する情報

- 自社の活動及びサプライチェーンなどの取引関係において重大なリスクがあると特定された分野
 - 自社の活動及びサプライチェーンなどの取引関係において特定、優先順位付け及び評価したリスクに関する重大な負の影響
 - それらのリスクを防止又は軽減するための措置
 - 実行及び結果を追跡するための方法
 - 小売業者又は製造業者による問題改善にあたっての協力
- ③ 衣料品小売業者及び製造業者は、環境及び社会への重大な負の影響に関する下記の項目を含む開示を行わなければならない。
 - ④ エネルギー及び温室効果ガス排出量、排水、化学物質取扱いに関する定量的基準及び削減目標
 - ⑤ 素材の種類毎の内訳を含めた年間製造量
 - ⑥ 成長目標と比較したリサイクル素材に代替された製造量
 - ⑦ 重要サプライヤーの労働者の平均賃金並びに地域の最低賃金及び最低生活レベル賃金との比較
 - ⑧ 労働者の権利に関するサプライヤーの行動を促進するために行っている手法（用いている KPI を含む）
 - ⑨ 衣料品小売業者及び製造業者は、負の影響の削減並びにデューデリジェンス実行状況及び結果の追跡のために用いた目標値を開示しなければならない。

この法律はニューヨーク州検事総長又はその指定機関が執行するが、私権による訴追も想定されている。また、検事総長又はその指定機関は、法律の遵守状況に関する年次報告書を公表し、違反した小売業者及び製造業者を報告書で列挙することが予定されている。

重大な点として、この法律に対する違反に対しては、年間売上高が 450 百万米ドルを超える場合には年間売上高の 2% を上限とする罰金が科される可能性がある。

本法案は、審議の初期段階のため可決される見通しは現時点では不明であるものの、ファッション業界及びサステナビリティに焦点を当てる NPO などから支持を受けている。本法案を支持するニューヨーク州上院議員は、予算協議終了後の本年春後半に採決に持ち込みたいと述べている。

本法案が可決された場合、サプライチェーン・マッピング及び ESG 開示に関するこれまでに於ける最も重要な米国の法律となる。サプライチェーンの全ての層にわたるサプライヤーをマッピングすることは、サプライチェーンを追跡及び特定する手順を有していない企業にとっては困難になると思われる。ニューヨーク州法であるものの、対象となる企業の世界中の活動に影響を及ぼし、また、不正確な開示があった場合には本法案並びに不正なビジネス慣行に対する州及び連邦の各種法令に基づく責任を負う結果にもなり得る。本法案は、サプライチェーンの透明化及び企業の責任に対する要請の大きさに加えて、他の業界の多国籍企業も、サプライチェーン・マッピング及びデューデリジェンスの実施を義務付ける州及び連邦レベルのサステナビリティ及び社会的責任に関する多数の開示制度（予定されている SEC の ESG 開示に関する義務を含む）の対象となる可能性があることを映し出している。アパレル業界の企業が本法案で求められる手続について検討すべきであることはもちろんのこと、他の業界の企業も連邦及び州レベルの将来想定さ

れる法令に備えて、サプライヤーに対するデューデリジェンスの手続を検討すべきである。

[最初のページに戻る](#)

欧州

EUにおける低炭素水素に関する認識

背景

再生可能エネルギー指令（Renewable Energy Directive）（以下、「RED」）が2009年にEUで発効された。これは、EUにおける再生可能エネルギーの導入を促し、化石燃料からの脱却によって持続可能なエネルギー調達を図るための指令である。REDにおいては、液体バイオ燃料等の持続可能性基準が策定されたが、2018年改正（以下「RED II」）により、EUレベルでの、固体・液体・気体の全てを含む、初めての包括的な持続可能性基準の枠組みが決定し、バイオ燃料やバイオガスと並び、再生可能水素が少なくとも運輸分野における用途において法的に認識されるに至った。そして、2021年7月に示された欧州委員会によるRED II改正案では、産業及び他のセクターにおける再生可能水素の用途が認識された。

これまで、低炭素水素、ガス、燃料の認証は認められておらず、それを組織する公式ルールもなかった。そのような中、2021年12月の水素・脱炭素ガスパッケージ（以下、「水素・脱炭素ガスパッケージ」）において、欧州委員会が、低炭素燃料の役割を認識することを最終的に提案したことは、将来のEU及び世界の水素市場にとって非常に重要であったといえる。

以下、欧州委員会の提案に盛り込まれた低炭素燃料の新たな定義と認証の枠組みを分析し、将来の水素経済への影響を考察する。

定義

ガス指令改正案では、低炭素の水素、ガス、燃料を以下のように定義している。

- 低炭素水素とは、「非再生可能資源に由来するエネルギー含有量の水素で、温室効果ガス排出量削減の閾値70%を満たすもの」をいう。
- 低炭素燃料とは、「Directive (EU) 2018/2001 の第2条第35項に定義される再生炭素燃料、低炭素水素、及び合成ガス状及び液体燃料であって、そのエネルギー含有量が低炭素水素に由来し、温室効果ガス排出削減閾値の70%を満たすもの」をいう。
すなわち、低炭素燃料は、第一にREDで示されている「再生炭素燃料」のうち、温室効果ガス排出量70%削減の閾値を満たすものを対象とし、第二に、低炭素水素そのものを対象としており、第三に、低炭素水素を原料とする合成燃料であり、かつ温室効果ガス排出量70%削減の閾値を満たす気体燃料と液体燃料の両方を対象とする。第三のケースでは、70%の基準値は、合成燃料の原料として使用される水素と、出力される燃料自体に等しく適用される。
- 低炭素ガスとは、「Directive (EU) 2018/2001 の第2条第35項に定義される再生炭素燃料、低炭素水素、低炭素水素に由来する合成ガス燃料のうち、温室効果ガス排出削減基準70%を満たすエネルギー含有量のガス燃料の部分」をいう。
すなわち、低炭素ガスとは、低炭素水素そのものを除いた、ガス状の低炭素燃料のことである。

このように、温室効果ガス排出削減基準値 70%という数字は、低炭素水素・ガス・燃料の定義として、普遍的に適用されるようになった。しかし、ガス指令改正案の Recital 9 が、この閾値は「技術開発を考慮し、温室効果ガス排出削減のダイナミックな進歩をより刺激するために、2031年1月1日から操業を開始する設備で製造する水素についてより厳しくなるべきである」と述べているように、当該閾値は徐々に厳しくなっていく可能性がある。これは気候変動対策の観点からは合理的な対応といえるが、こうした閾値変動の不確実性については、低炭素燃料生産への投資を抑制する効果を持つ可能性が懸念される。

低炭素燃料の温室効果ガス排出削減量を算定するための正確な方法論について、最新の法案ではまだ示されていないが、欧州委員会が 2024年12月31日までに委任法を通じてそれを採択することが定められている⁸。しかし、それはライフサイクル・アプローチに基づくものでなければならず、ライフサイクル・アプローチの正確なパラメータに関する、高度・技術的かつ重要な多くの論点について論争を引き起こすことが予想される。低炭素燃料に関する方法論と同様に、再生可能水素に関する方法論についても委任法によって採択される必要があると定められている⁹。手続的には同じく委任法によって規律されるものの、再生可能ガス・燃料及び低炭素ガス・燃料との間で、温室効果ガス排出削減量算定のための方法論が同じである保証はない。

方法論の問題だけでなく、これらの定義は2つの重要な問題を提起している。

第一に、ガス指令改正案に示された上記の低炭素水素、ガス、燃料の定義は、欧州委員会のエネルギー税指令の提案で示された低炭素燃料の定義や、EUの分類法における「持続可能な」水素や水素ベースの燃料の定義に適用される基準と完全に一致するものではないという問題である。

このことは、ネットワーク目的では「低炭素」でも、税制や持続可能な金融や企業開示の目的においては、別の（低炭素ではない）水素やその他の燃料の種類が存在することを示唆している。これは、新興市場において摩擦を生む恐れがあるため避けなければならない。

第二に、ガス指令改正案に示された上記定義では、再生可能エネルギーによるメタンの熱分解で製造された水素など、原料の一部が生物由来であるすべてのカテゴリーの水素の位置づけが明確になっていないという問題である。これは、潜在的な「ゼロカーボン」又は「マイナスカーボン」水素の定義を規定していないためであり、また、エネルギー量の一部が再生可能資源由来で、一部が非再生可能資源由来の水素又は水素ベースの燃料の位置づけを明確にしていないためである。

認証

低炭素燃料に関する新たな認証の枠組みは、REDのもとで現在想定されている再生可能燃料の認証と基本的に同じ方法で確立されている。つまり、低炭素燃料の認証は、国やEUレベルで認められた自主的な制度や国の認証制度に基づくマスバランス・アプローチに依存することになる。言い換えれば、低炭素水素と燃料は、バイオ燃料と同様に、異なる燃料をバッチで混合することができる「トラック&トレース」認証方法を用いて認証されることになる。今後は、低炭素燃料も再生可能燃料と同様に、EUのデータベースで追跡されることになる¹⁰。これは、輸入される低炭素燃料（低炭素水素を含む）にも適用される¹¹。

⁸Article 8(5) of the Gas Directive proposal

⁹Article 28(5) of the Renewable Energy Directive

¹⁰ Article 8(10) of the Gas Directive proposal

¹¹ Article 8(4) of the Gas Directive proposal.

支援策

水素・脱炭素ガスパッケージは、低炭素燃料や水素そのものに対する直接的な支援策を定めておらず、また、RED IIの下で再生可能水素に適用される国家目標制度を複製するものでもない。しかし、ネットワーク事業者による再生可能ガスや低炭素ガス、又はその生産者の取り扱いに関して、多くの有利な措置を規定している。これには、天然ガスシステムにおける再生可能・低炭素ガスの注入に対する容量料金の75%割引、水素・天然ガスシステムにおける再生可能・低炭素ガスに対する国境を越えた料金の100%割引の適用が含まれている¹²。

[最初のページに戻る](#)

¹² Article 16 of the Gas Regulation proposal